



マイナンバー（社会保障・税番号制度）についてのお知らせ

マイナンバーの利用事務について

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。

マイナンバーの確認と本人確認

なりすましなどの不正な申請を防ぐために、マイナンバーを利用する事務の申請手続を行う際には、マイナンバーの確認と本人確認を行います。

以下の申請などをされる際は、通知カードなどの番号確認書類と運転免許証や旅券（パスポート）などのご本人を確認できる書類をお持ちください。

番号確認書類	本人確認書類
<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード 通知カード 個人番号が記載された住民票の写しなど 	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード 運転免許証、旅券などの顔写真つきの公的な身分証明書 医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証明書等のうち2つ以上

マイナンバーを利用する主な事務

マイナンバーを利用する事務及び主な手続です。詳細はそれぞれの担当課にお問合せください。

担当課	事務の名称	マイナンバーを利用する主な手続
税務課 ☎ 21-2116	町民税事務	・町、道民税申告手続（平成29年度の申告から適用）
	軽自動車税事務	・軽自動車税の減免申請手続
	固定資産税・都市計画税事務	・固定資産税・都市計画税の減免申請手続 ・新築住宅等に係る固定資産税減額申請手続
保健課 ☎ 21-2121	国民健康保険事務	・被保険者の資格に関する手続 ・被保険者証の再交付申請手続 ・標準負担額減額、限度額適用認定申請手続 ・高額療養費等の支給申請手続
	後期高齢者医療事務	・被保険者の資格に関する手続 ・被保険者証の再交付申請手続 ・標準負担額減額、限度額適用認定申請手続 ・高額療養費等の支給申請手続
	医療給付事務 (重度・ひとり親・乳幼児等)	・受給者の資格に関する手続 ・受給者証の再交付申請手続 ・医療費の支給申請手続
	養育医療給付事務	・養育医療の給付申請手続
	母子保健事務	・母子健康手帳交付申請手続（妊娠届出） ・低体重児出生届に関する手続
町民福祉課 ☎ 21-2120	児童手当事務	・児童手当の認定請求手続 ・児童手当の現況届手続
	児童扶養手当事務	・児童扶養手当の認定請求手続 ・児童扶養手当の現況届手続
	特別児童扶養手当事務	・特別児童扶養手当の認定請求手続 ・特別児童扶養手当の所得状況届手続
	福祉手当等支給事務	・特別障害者手当の支給認定申請・所得状況届手続 ・障害児福祉手当の支給認定申請・所得状況届手続 ・経過的福祉手当の「所得状況届」手続
	障害者自立支援給付等・障害児通所給付事務	・自立支援給付の支給認定申請手続（障害福祉サービス） ・自立支援医療の支給認定申請手続 ・補装具の申請手続 ・障害児通所給付の支給認定申請手続
	身体障害者手帳交付事務	・身体障害者手帳の交付申請手続
	精神障害者保健福祉手帳交付事務	・精神障害者保健福祉手帳の交付申請手続
	子ども子育て支援制度に関する事務	・保育所（園）及び認定こども園（2・3号）等利用時の手続
	特別弔慰金支給事務	・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給申請手続
	生活保護支給事務	・生活保護の申請手続
高齢者福祉課 ☎ 21-2119	介護保険事務	・介護保険の要介護、要支援認定の申請手続 ・被保険者証等の（再）交付申請手続 ・介護保険の高額介護予防サービス費等の支給申請手続
まちづくり計画課 ☎ 21-2124	町営住宅管理事務	・町営住宅入居申請手続 ・町営住宅収入申告手続 ・町営住宅入居者各種申請手続